

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設に係る保安規定の変更認可申請に関する面談(1)

2. 日時

令和2年9月17日(木) 13時00分～14時15分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤上席安全審査官、永井主任安全審査官、武田専門職、田邊係員、池永技術参与

原子燃料工業株式会社

熊取事業所担当部長 他4名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1：加工施設における保安規定の審査基準との整合性について

資料2：保全区域の選定の考え方

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	それではただいまより、原子燃料工業熊取事業所との面談を開始します。
0:00:07	本日の議題は例は2年7月31日付で申請があった加工の事業に係る保安規定変更認可申請について事業者資料をもとに面談を行うものになります。
0:00:21	本日の面談資料はH201041120105になります。
0:00:30	本日の議題としましては、まず最初の議題としまして、前回審査会合で規制庁から指摘してた指摘につきましての回答対応を面談資料にて説明を受けま
0:00:46	その説明を受けまして、次に、規制庁側から事実確認を行う。非常の流れとして進めて参ります。
0:00:55	それでは最初の議題のほうに早速入っていきたいと思います。
0:01:00	最初に、以上で事業者の方から面談資料についての説明をお願いいたします。
0:01:08	ここ、
0:01:09	原子燃料工業のクロイシでございます。それでは、今ご紹介いただきました資料H20104。
0:01:18	を用いまして、先日の中に実施いただきました。
0:01:23	審査会合の
0:01:26	世間いただいたことも踏まえましてですね、御説明させていただきたいと思
0:01:31	資料1枚目のイトウ二つが 2の中にハッチングで示させていただいております。赤字下線部変更箇所。
0:01:39	この資料は市一般規定の審査基準等を申請させていただきました保安規定をゼロとの主な鍛錬整合について示したものでございます。新旧の審査基準、
0:01:55	音波されている場所から来て保安規定申請させていただきましたものを変更した場所について赤字で示させていただきます。
0:02:04	本件の条文には書いておりませんが、説明或いは補足をさせていただいておりますところ合わせて、
0:02:11	それから、審査基準の順番で説明しておりますことも一定の条文の順番が前後する場合がございますので、その場所については後ろの前に戻っていただきますので、資格でして、ここで審査を
0:02:26	それと、審査会合のコメント踏まえまして現在、我々のほうで補正の検討しているところの情報につきましては水色のハッチングをさせていただいて、それ以外の以浅適正化ということで我々もちょっと
0:02:43	これはマスター適切なところをやっぱ性に際して、

0:02:49	今後 3 がいいなと考えておりますところも含めて水以後でハッチングしております。そんな中の 45 年のところは、
0:02:57	来とらさせていただきます、そのさせます。
0:03:04	では具体的な中身前ごろをこの H20104 の資料、
0:03:11	いただきますして 5 ページ目ということでございます。
0:03:17	災害などに損傷後保安品質目標という用語の所まして、年とか、或いは品番付則の要求事項を提案しました。オッケー責任者というところが、社長のシートになってるというところの
0:03:35	目的がサポートについては
0:03:37	ばかし気になっておりますので、申請したいと思っております現在変更しておりますけれども、そういったところを、
0:03:46	掃気から
0:03:51	要するにました。
0:03:55	あと条文を御礼申し上げてございませんけれども、
0:04:00	他の条文との関連でございますので、7 ページが第 9 条の 3 要員の力量の確保及びことということから、ちょっとこちらの方。
0:04:14	水色のハッチングしてございませんです申し上げますそのあとの検討にやっぱりここでちょっと修正したほうがいいかな。今 18 ページ、実際に縦断力量教育認識ということで、
0:04:33	ここの関連でご指摘いただきまして、検査の力量について具体的にどこの
0:04:43	引佐につきまして具体的には 59 条の 2 使用前事業者検査、59 条の 3 の定期事業者検査でございます、そこまでもありますけれども、
0:04:53	見てどうするかといったところは 10 - 3 と。
0:04:57	23 条、ヨーロッパのほうをふやしているポンプましたので、そこについてはご指摘の通りです。
0:05:08	23 条のほうでは概ねさせていただいておりますけれども、
0:05:15	検査員の力量についてさせていただくと。
0:05:20	27 号第 3 項(1)が操船ですね、その次に現在なっていることで、
0:05:32	それに関連しますと、第 3 項の初めのところですねというような思いますけれども、
0:05:43	加工規則の改正の記載ぶりを参考にしながら
0:05:50	加工施設の操作、管理に関することですので、その上で少し修正。
0:05:59	とりましたけども、
0:06:04	もう少し
0:06:07	幼保まして、第 9 ページになりますけれども、

0:06:14	第十二条の8 調達プロセスの中では品管規則と解釈の
0:06:22	対応していくというところで、解釈のページが
0:06:28	入っていたほうがいいんじゃないといけないけども、ばっていうなご指摘ですからサポートでございましたので減少させていただこうと考えておりますところ、
0:06:40	それから、
0:06:43	ここを見ていく中でかならずしも
0:06:50	基準規則の文言と今海盆のましたので、
0:06:54	具体的には
0:06:56	2 第十二条は普通に
0:06:59	9 ページの一番下から 2 行目の辺り一般作業等が工業品については、事故の評価に必要な情報、運転上のところがちょっと
0:07:15	規則のほうでしたので、御答弁検討してございます。合わせることで変更すること。
0:07:23	して、
0:07:38	またこれは、
0:07:42	結構スペックはないですか。把結果で、
0:07:47	修正を持っていれば六、七千 22 ページ。
0:07:53	時文書に係る防護施設管理の観点でエージェンシーということで少し今おっしゃった際に、
0:08:04	現在の証拠所長プロセスの専権もの。
0:08:09	ここで実施するというように推進しますので、そこをピンポイントで具体的な第 30 条 - 3。
0:08:21	第 4 項、主語が社長アップケースも部長の話を
0:08:34	PAR などが主盤と思いますし、全国一本化という。
0:08:44	考えと思います。
0:08:47	それから、
0:08:50	このページのほうですが、
0:08:53	イトウ 25 ページの下の辺りから 25 ページ上限額を
0:09:03	またさせて膝とファイルのほうでも、
0:09:08	47,48,50 条にします。それから次のページ、26 ページ。
0:09:18	線量当量の測定ということで、
0:09:22	一般することで、
0:09:26	年線量計というものがありませんでした。
0:09:29	今申しました。最初のページに当たることですけれども、個別の
0:09:35	という形で施工させていただき、

0:09:43	具体的には
0:09:47	47 条番号乳量の辺りのほうにつきましては完成するというをしておき、そこがちょっと記載ぶり溢れる部分が出てきて、
0:10:00	それから、52 条のほうで見ますと、
0:10:05	別表 11 ということで平気だけれども、ここはレポートでした。
0:10:12	追加したいというふうに考えております。
0:10:16	そんなことをあわせて説明をさせていただきます。
0:10:24	はい。
0:10:31	はい。
0:10:34	あわせて気 / 採決の子育て中の
0:10:38	御指摘いただいたことができたところについては思うところは今、以上でございますので、運転だけ我々のほうに気づいている部分も補正後遮たいと思ったところ、
0:10:54	別表ということが本文にはあまり変わらないんですけども、
0:11:01	今回ですが別表 13 に所申し上げますと資料には出てないことで恐縮なんですかと思うのページ 3 - 2 ということで、はい。
0:11:16	定期事業者検査があるとか点検して手段を確保する技術支援どのように維持管理していくのかで整理した格好でさせていただいておりました。それとあと、
0:11:30	記載ぶりのプロパーで説明していくことない、整備がちょっと悪かったなという部分について、
0:11:40	2 点ほどありましたので、修正させていただければと思います。
0:11:46	人とあわせては、今後、審査の中で詳細にデータだけウツミとっておりますので、必要であれば本日説明いたします。
0:12:01	だから、
0:12:03	H201 につきましては、国保 H201 項目につきましては、
0:12:12	今回変更させていただきました。
0:12:17	この選定の考え方でございます。
0:12:20	具体的な選定したければ、
0:12:26	区域を示しておりますところにほぼフィックスして審査いただきまして、それが、
0:12:34	H20105 の 1 枚目の一番下のところ結論的に上からということで記載させていただいておりますように、非常用発電設備■■■■それぞれ
0:12:48	設置する場所を選定しておりますのがこの考え方についてこの本資料におきまして説明ですね、そこはしたら、どっちかと思っています。
0:13:04	といたしますと。
0:13:07	ここで安全機能の増設というものが、

0:13:11	ネットされてありますので、そのうち、
0:13:14	根本的に該当するかもしれない方法コストは意外ということで、
0:13:19	ざっと抜き出したものが見せましょう。
0:13:23	これも簡単ところこそ、
0:13:28	今の法律としてもそうした
0:13:32	下の5です。
0:13:35	説明以上でございます。
0:13:40	はい。
0:13:46	結局形状タケダです。
0:13:48	はい、説明の方ありがとうございました。ここまでの説明を受けまして、規制庁側からは確認事項コメント等ございますでしょうか。
0:14:02	また、核燃料サイクルの末、
0:14:08	前回の審査会合で押され、
0:14:13	この部分について、
0:14:16	それで別途の条文と合ってるにつきましても、
0:14:22	第3条。
0:14:23	同じような資料をですね。
0:14:28	検討されてることとしまして、
0:14:32	そうしたの。
0:14:35	いや、
0:14:39	20105 ので狐禅寺た保全区域の選定の考え方から、
0:14:47	授業を
0:14:49	出していただきましたら、
0:14:53	その保全区域プロジェクトっていうのは、管理区域の管理区域の中にある施設を管理区域の外側からサポートするという
0:15:08	こういうシステムを杭として作ってほしいっていう。
0:15:12	これが規則の要求であります。
0:15:15	今回策定されたところが非常に
0:15:22	電源ウツミたいというところがあるんですけども。
0:15:26	発表した管理区域の中の施設を管理区域の外側からの報告というあたり。
0:15:33	説明しても、
0:15:36	今考えられるのが非常に予定が■■■という
0:15:41	それが占用されてるということでよろしいでしょうか。
0:15:45	その見解を教えてください。

0:15:50	原子燃料工業クロイシでございます。ご質問ありがとうございますされるおそれと管理区域中の外側からサポートするという観点で
0:16:05	これにつきましては、補足の説明をさせていただいた内容でできるじゃないかなと、こうして今後、非常用発電機 ■■■■ につきましては、これながら拠点がないときに、
0:16:20	申しまして%などの管理区域の中の
0:16:25	例えば左の
0:16:27	はい説明に電源供給して負圧を維持する上であるということです。
0:16:33	そういうことありますので、今いものを外からほぼっていう
0:16:41	それから、この調べてみましたから、どこの辺りで、実はもう ■■■■ に供給するものがありました陸域ではありませし、それについては、代替の方法ありますし、
0:16:56	この事に当たらないのかなという整理をさせていただきますけれども、その場合に、やっぱ
0:17:03	お話をさせていただいておりますけれども大体合ってるのではないかと。
0:17:09	いうふうに考えております。
0:17:12	評価の6割ですけど、御説明ありがとうございます。
0:17:18	ちょっと他の施設に照らしてということ。
0:17:22	今の例えば発電発達練度おら
0:17:29	それについての対処として、
0:17:31	中央制御室
0:17:34	いや、あと、
0:17:37	海水ポンプ室、これを管理区域の施設を開くために懐疑的外側にある。
0:17:44	海水系のポンプという
0:17:48	これは
0:17:50	されてるんですけども。
0:17:53	今言った契約関連の制御の関係で、
0:17:59	そうか、ここで汲み取るべき施設というものは、
0:18:04	それはないでしょうか。
0:18:06	ちょっと考えさせてください。
0:18:12	少々お待ちください。
0:18:14	今度、
0:18:22	うん。
0:18:23	じゃ、
0:18:31	はい。

0:18:40	原子燃料工業クロイシでございます。今のご質問冷却塔制限の観点ということでございました発電所では
0:18:52	使用済み燃料のように常に熱を発生するというようなものであったりとか冷却の機能というような復唱けれども、
0:19:00	我々、熊取事業所の加工施設ではそのようなものが様々ですね、冷却をしなければということくれというようなものはありません。焼結炉のように、電気炉ですので、連系すれば減っていただけのもので、
0:19:17	ちょっと当たらないのか一方の制御の観点で発言では■■■■での制御のために集中したような場所がございますけれども、
0:19:29	我々の加工の場合は一つの近くで制御操作員が作業しているというような図でございますので、条線Satakeな場所もないのかな。
0:19:40	ここでございます。
0:19:42	以上です。
0:19:44	はい。
0:19:47	ありがとうございます。
0:19:50	私のほうから、
0:19:56	タケダで、その他規制庁側から確認事項ございますでしょうか。
0:20:10	日
0:20:18	すいません規制庁棚卸でちょっと1点、ちょっと聞き漏らしちゃったんでちょっともう一遍ご説明をお願いしたいところがあって、今回の資料に入っていないと、別表13でしたっけ。こちらのほうはちょっとカートの方針が違うので修正をされるってということだったと思うんだべ。
0:20:36	表13で何が記載されているのかだけちょっと御説明いただけませんか。またその時次回13を変えるってところは整理をして正しかったでしょうか。よろしくお願いします。
0:20:53	原燃工クラブ熊取でございます。別添13-2につきましては、今回の申請で追加させていただいております。第59条の定めになろうかと、或いは62条の6の第5号オカダ第7項ですね。
0:21:11	それぞれが定期事業者検査、或いは点検二つなしという形で、施設管理を実施していくというようなことをアピール状でございます。
0:21:23	それは加工施設の技術基準に照らして、緊対所同様にあって1/というのが別管理だというふうに入まして、その整理をしたものがネックでございます。従前ですと、
0:21:39	別途検査というのがありまして、そこは定期施設定期自主検査ということで実施しているものを整理したのが別表13になりますので、新しい制度として接岸定期事業者検査とか、

0:21:58	／定検においては水基準をもとに整理したっていうのが別表 13 の予算に引き継いでございます。以上です。
0:22:10	規制庁タナベです。すいません申請書のほう確認張っていただきました 13 - 2 のほうで、定期事業者検査というように変わったということで、こちらは記載されているもので今確認いただきましたありがとうございます。
0:22:35	規制庁の武田です。
0:22:38	簡単な内容なんですけれども、日本製紙と確認をさせてください。説明資料のほうで、
0:22:54	20104 のほうの 18 ページなんですけれども、
0:23:04	はい。
0:23:12	内少々お待ちください。
0:23:28	24 条のですね、設計想定事象等も対処活動ができる非常時訓練は歩廊みたいなんですけど、
0:23:41	恒設の必要な今の維持するための活動っていう実態があるんですけども、これっていうのはPの に違いがあるのでしょうか。それとも、固結じゃ供給のほうののでしょうか。
0:24:12	原子燃料工業クロイシ西欧大松尾ただいまのご説明は第 24 条、設計想定事象最初活動等により、
0:24:22	ということで、この 24 条で規定をしておりますものは補正全体の
0:24:28	これらの訓練についてどのようなことをやるのかということで規定をですね、消防ポンプ建物なく方面にも増えるか細かな個別に見ていきますと、建物ごとに小機能が違うであったりとか、
0:24:48	中に置いてあるものが廃棄物であったりという建物があれば、ウラン落とせ建物を含めますので、そういうところの部分の機能という意味ではケーブルですけども、以上の趣旨としましては商店街の活動と、
0:25:05	ということで規定してございます。以上です。
0:25:11	それと分けられてわかりました。ありがとうございます。
0:25:16	続きまして、
0:25:19	21 ページ目なんですけれども、
0:25:23	先ほどちょっとお話の御説明もちょっとあったかと思うんですけども、第 30 条の
0:25:32	設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置のところ 30 条の 3 - 4 です。ここの集合。
0:25:43	これは現状所長になっているということなんですけれども、ここは何をされるということがあったのでしょうか。

0:25:55	原子燃料工業熊取クロイシでございます。イトウの 30 条の 3 第 4 項、申請し させていただいてるものますものは所長後しておりますが、
0:26:08	各部長後、その方が正確だと考えております。各部長ということで、
0:26:15	準Cにつきましては対象が様々でございます。所管する部分と、それぞれでござ いますので、それぞれの部長が影響させ、手のもの入射させて、
0:26:28	火災の早期あって、発見に努めるという方が正確かなというパス、
0:26:34	。
0:26:37	かかる理解できました。ありがとうございました。
0:26:42	最後もう 1 点なんですけれども、
0:26:48	ページが 28 ページ目になりまして、
0:26:54	ここの
0:27:01	保安規定の審査基準のところ、新しくなってる部分の 7 ポツのところなんで すけれど、だからもぜひ則り排気排水等を管理することが定められていること というふうに記載あるんですけれど。
0:27:18	ここに関しましては保安規定の関連条文化がどの部分からこれ読み取ること ができるのでしょうか、説明をお願いします。
0:27:32	原子燃料工業クロイシでございます。
0:27:35	どの部門、
0:27:38	ここを規則の審査基準のほうの北西該当する第 8 条第 1 項第十二号タナベ の選手な僕が ALARA の精神
0:27:50	これにつきましては、排気排水の / 流のところの記載の弁はどこかのそらす と、
0:27:57	次のページ、29 ページの四角囲みが大きくなっておりまして、1 ページが入り ます。福島空港抜粋を 29 ページの
0:28:11	第 74 条バーッ液体廃棄物の減量で時以降のここ打ちかえをさせていただい て、
0:28:20	英語的に達成可能な限り放射性防護の追加ということで本社。
0:28:26	液体廃棄物の濃度
0:28:29	お捲りご案内するということですから、この方につきましては、第 75 条。
0:28:37	及び最後であります固体風向のほうに、
0:28:41	英語的に出そうと達成可能な限り P O S で物質の低減と追記をさせていただい ていますが、先ほどの審査規則ならばの精神のお伝えさせていただいてござ います。
0:28:59	規制庁、武田です。

0:29:02	はい。わかりました。この赤の追記されているところで読める人で生かしました。ありがとうございます。
0:29:10	タケダのほうから確認事項は以上になります。
0:29:15	その他規制庁側からございますでしょうか。
0:29:18	あって確認事項の ですけども、
0:29:23	今のタケダと説明。
0:29:26	関連ですけど、同じ
0:29:29	運営費全体の 41 ページの
0:29:33	審査基準の第 1 項のところはあるけれども、生協というのは環境モニタリングの実施体制について定められていることっていうのが、
0:29:43	今回審査基準に加わりまして、
0:29:48	ここは、
0:29:50	実施体制計画実施評価、この購買まとまるベースから、
0:29:56	どっか読めるかっていうご説明いただけますでしょうか。
0:30:06	原子燃料工業クロイシの場合はしない方もご質問審査基準の部分を一つということで、
0:30:17	時のモニタリングもうち体制、これにつきましては、
0:30:21	28 ページを少し報告をさせて報告説明をさせていただいております。
0:30:28	その他の違う 6 行ほど文字で示させていただきたいと下営業辺りの説明です。
0:30:38	53 条に定めるということで、
0:30:42	放射線管理の管理を実施する部門が
0:30:46	環境させるモデリングに関しましても実施しておりますので、その大前提です。
0:30:52	そうすると、ご了承三条の基づいたファイルを定めております。
0:30:59	この中に放射線測定器類としてまた一方につきましては前回の申請、これは
0:31:07	昨年 6 月に行かせていただきました。
0:31:10	本件に対応での申請です。
0:31:14	それを追記しております発電機下に大きく変えさせていただきましたので、それを踏まえまして、
0:31:23	現状の記載のかなというところを説明させていただいております。
0:31:28	以上です。
0:31:31	わかりましたので。
0:31:34	心第 6 項の要求はですね局の制度もありまして、
0:31:42	事業部側に平常時の対応で活動を行うっていうものが上流からやれば、保安規定がで、

0:31:52	さらに、実施体制を確認実施体制を規定してくださいということになっているところでありまして、
0:32:03	評価の
0:32:04	この記載は、このモニタリングポストだけで
0:32:10	敷地周辺の測定をするというふうに書かれてるのでしょうか。
0:32:17	それ以外にもですね、東城廃止だから
0:32:21	地下水のカップリングだったみたいなことは許可の段階では、
0:32:27	規制してなくて、ただこの左のポストによる測定だけが周辺監視区域の
0:32:35	モニタリング活動っていうふうに整理されている。
0:32:39	ちょっとそこら辺の情報を教えてください。
0:32:45	少々お待ちください。
0:33:55	。
0:33:56	原子燃料工業クロイシでございます。結果が記載について確認をいたしますので側端次の確認事項ご質問等に進めていただければと思いますがいかがでしょうか。
0:34:10	じゃあ、進めてください。お願いします。
0:34:14	規制庁タケダです。いやその他って町側からアプリ事項ありますか。原子力規制庁名前ですとちょうど今の 53 条の関連なんですけれども、今の実施体制が 53 条に規定されているということでしたけれども、
0:34:32	この 53 条の規定は 20、
0:34:35	6 ページの貯蔵
0:34:39	この別紙 2 の 53 条ありますけど。
0:34:43	53 条は放射線測定器の管理であって、
0:34:49	この要求事項の
0:34:55	平常時の環境モニタリングの実施体制とちょっと違うんじゃないですけども、
0:35:02	考えるんですけども、
0:35:06	買う平常時のモニタリングの実施体制について規定している状況は情報があれば、具体的に説明してください。
0:35:30	はい。
0:35:35	原子燃料工業のことです。体制につきましては洗缶季に関してのあるでしょ復興もですね出向に
0:35:44	続いて第 17 条。
0:35:48	に各担当の職員が、
0:35:54	定義されておりましてその中で、
0:36:03	環境安全部長が経営放射線の管理の

0:36:11	責務を負っておりましてそのうち、
0:36:15	その管理を
0:36:18	具体的するますのが環境管理、これを部長になります。17 条の
0:36:27	第 3 項の 54。
0:36:31	環境管理グループ長は等の始まりがありましてその中で、加工施設の放射線管理申し上げ性液体廃棄物の放出管理、
0:36:42	の、今日も行うというところで、体制は整っているということで説明ができると考えていますので、具体的に放射線の管理の業務の
0:36:59	進めるにあたっては、
0:37:04	第 5 章の放射線管理の当第 38 条第 39 条の中で、
0:37:15	放射線管理に関する計画を
0:37:18	及び実施を行って評価改善をするというところで、
0:37:25	THAI 生活 A を実行するということが説明できると考えてますその中で、
0:37:36	その差が先ほどの
0:37:39	金戸環境での測定についてはですね。
0:37:44	MeV。
0:37:46	ton 放射線管理がその第 52 条関係ということで別表 10 の中で、
0:38:05	何か別表
0:38:08	9 の中で周辺監視区域、周辺監視区域外の線量当量だったり、放射性物質濃度測定だったりを行うことと、別表 10 中で、
0:38:24	外部放射線に係る線量当量ですと、
0:38:28	モニタリングポストや TnD 投入測定で環境の状態を測ったり、あと風向方総則系で気象観測をしてモニタリングしているという状況であります以上です。
0:38:44	。
0:38:45	はい、原子力規制庁の永井です。今の御説明の部分は確認できましたので、ということで、平常時のモニタリングを実施したいという意味では今のような部分に対応つけてですね。
0:39:03	説明していただければわかりやすく資料としてはね、わかりやすくしておりますが、最後に 1 点確認なんですけどその際の方 38 条 39 条で PdBCP の活動評価改善を規定した。
0:39:19	文章けど、そうするとこれはもうすでに直近の改定を行ってはいの規定は、モニタリングポストが規定されてますけど、具体的にどんな手順を使うかっていうのは、
0:39:35	だってタケダ 11 条の別表の中でどう使うか。
0:39:40	どのような手順で行うのかっていうのが規定されている。

0:39:44	この文章に分析され、
0:39:47	お願いします。
0:39:54	原子燃料工業の方ですかです。
0:39:58	そう具体的なその活動に関する文書ですけども、
0:40:05	別表の
0:40:08	19 の中でさ、
0:40:12	基準ということで、30、
0:40:15	先ほどの 38 条と 39 条
0:40:19	そう書いてるところに、
0:40:21	ちょっと
0:40:23	放射線管理基準というものがございませう。それが一番本件の下にこの 20 文書でしてはいます。
0:40:32	さらに具体的な内容は以下の標準な等で定めてあります。以上です。
0:40:40	原子力規制庁のナガイですね、本社体系よくわかりましたので。は実施体制ということであるという説明を受けたんですが、最後 26 ページに戻りました資料の 26 ページに戻って、今
0:40:58	けれども、ごうぎん
0:41:02	2 条の製造通るの確保とかですね、所で別表 10 に青い
0:41:13	水色ですね、マップがハッチングがしてあるんですけども、そうするとこれは、
0:41:20	ちょっと先ほど聞き漏らしたかもしれないと何を変えようとしてるんでしょうか。今みたいなその関係での平常時の環境モニタリングは何か規定を変えようとしているのかちょっと具体的に説明していただけますでしょうか。
0:41:40	先生の高額ページでございませう。
0:41:43	52 条の別表 1053 の 51 にハッチングをさせていただいておりますけれども、多分わからまで別表の中身の修正が必要だと認識した部分でございませう。具体的には個人線量計についてご報告別表
0:42:01	急に上がっているのですけれども、その記載がフルードので適正化をさせていただいていること。
0:42:08	添付 11 のほうには結束としてこれ戦略開けておりませんでしたので、
0:42:14	今回追加補正をさせていただけるかなというふうに考えているところで、
0:42:20	いや、
0:42:22	はい、原子力規制庁のナガイですあわかりました。先ほどご説明あった内容でちょっと私のほうで管理します。

0:42:30	それ今現状のモニタリングで私はやはりさっきあの調べていただくということになってたというのは、もし説明できれば、
0:42:51	できてなければ次の確認できます。
0:43:09	よろしいですか。
0:43:11	原燃工クロイシです。今確認中ですので、進めていただいてもいい監視それではちょっとそれ以外のところで、幾つか確認させていただきたいと思います。
0:43:24	最終的に
0:43:28	ちょっと安全説明いただいたんですけど。
0:43:48	すいません。大分説明していただいたんで考えていたところが、
0:44:00	そしたら一つですね電流を上げて、ちょっと確認したいんですけど、
0:44:05	30 ページでいいので。
0:44:15	すいません一つ前に戻ってしまうんですけど、具体的に聞いてきた発想で確認しますので、28 ページに戻って、先ほど平常時のモニタリング実施主体についていろいろ泊でしたんですけど。
0:44:30	ページの、これは審査基準の 8 条 1 項 2 号の 6 ポツのところです、これも増えた回答が青字で 6 ポツ
0:44:43	この右側の Pd 関連条文の 6 ポツについては、放射線管理貯蔵再生いただき 5030 定める。
0:44:51	レベル 1 でこれは放射線の測定器にモニタリングポストを前回申請において記載済みであるため反映不要と書いてあるんですけど、ここんところの説明を今、先ほどずっと QAD やりとりした。
0:45:09	内容ですね、受ける形で書いていただくと、生かしやすいということでお伝えしたものです。
0:45:17	想定は今先ほどのやりとりの中で確認をさせていただきました。
0:45:23	で、その次なんですけれども、30 ページのですね。
0:45:30	日頃から 13 号の通常の場合に講ずべき措置するということで、これは特に具体的にどうこうというよりは幾つかの関連する条文を確認したいと思っているんですけど、
0:45:46	85 条。
0:45:49	その中で、非常用の資機材の整備ということで、別表 21 に示しており、
0:45:59	整備しておくとともに、今回の青字で書いてあるんですけど、60 青いハッチングしたってことですね、62 条の 6 - 7 号で定める巡視により、保管状況の把握に努めると。
0:46:14	書いてありますが、この 62 条の 7 報で非常用資機材の巡視を対象として盛り込んでいるのかについて説明をお願いします。

0:46:32	67 条は、
0:46:38	これ、
0:46:38	Pdで 27 ページに、
0:46:43	67 条の 6 で、
0:46:47	今ちょっと資料の中で説明できれば御説明お願いします。
0:47:01	少々お待ちください。
0:47:12	規制庁ナガイです。67 条じゃなくて 62 条の 6 第 7 項です。すみません。
0:47:34	原子燃料工業クロイシです。
0:47:40	全肢に関連する部分でございます、
0:47:47	施設管理ということで、施設管理の実施に関する計画、
0:47:53	資料 2 - 36 ページに耐に設置を右ということで、今回はかなりの部分を追加させていただいております。
0:48:02	この中に出して点検というところで、29 いただき停止も込めましてこの
0:48:11	松田産業の方に持ってきてトータルで完了するとされてしまうと。
0:48:18	というような立つけで規定し、
0:48:21	タケダなポートの始末はページ 1 枚めくっていただきまして 8 ページ。
0:48:28	この中で、部長は、先ほどありました別添 13 - 2 ですね、この中で VCR べきことはある意味それも含めて、全体で巡視するかっていうのを分けて実施するということです。
0:48:44	岩相中には誤開資機材といったものも多くなって参りますので、ですので、先ほど
0:48:54	見ていただけますでしょうか。いろいろでして、ここもこの巡視というものが少し言及されていて、この名簿の。
0:49:05	6 の第 7 項門池をしながら、トータルでいうと、
0:49:11	除塵に関しましては従前通り F については以上。
0:49:15	というところで実施してます別表 2 ということの説明では、
0:49:22	設置されているところの手順それから過去、
0:49:27	おはようございます。
0:49:30	はい。原子力規制庁ナガイです。ありがとうございました。その具体的な確認なんです、今
0:49:39	当初いただいた申請されている変更認可申請書の別表の 13 - 2E を確認してるんですが、ちょっとたくさんあるのであれば、非常用資機材を PC の対象にしているところがあれば具体的に
0:49:55	説明していただけますでしょうか。
0:50:04	少々お待ちください。

0:50:48	原子燃料工業クロイシでございます。
0:50:51	今回追加させていただきました別表 13 - 2 も整理は
0:50:57	一番左端が確保施設の技術基準での整理となっております非常に少ないというのが、ぱっと頭の部分はないので、ここでは具体的に現れていないんですけども、
0:51:10	前回昨年度 9 月に 21 ということで、非常用資機材につきましてはスタートさせていただいておりますその中に点検の頻度であるとかだどのような体制責任者誰という
0:51:25	そういったようなことも含めて整理で来た人が上がっておりますので、先ほどの
0:51:32	用時戻っことも始めるのですね、ちょうど運搬方法でリスクも、
0:51:39	ただ関連で、レベル 1 のほうでぜひ設けられて実施しているというような
0:51:46	以上です。
0:51:50	はい、原子力規制庁の永井です。そうするともっと強の面談資料の言うと、
0:51:57	38 ページとか、
0:52:02	ちょっと前の応答と 30 ページの発揮 15 条で、ちょうど水色のハッチングがした赤字で 62 条のほうと書いてあるのは具体的にどういうふうに修正をされようとしている。
0:52:19	今、
0:52:20	説明は別表のほうが 21 というような
0:52:26	本文の条文としては、ここで、
0:52:29	ページしているいろいろわかって説明をしてください。
0:52:52	原子燃料工業のクロイシでございます。
0:52:56	第 85 条で青字を説明青いハッチングで修正を反映していること。
0:53:05	示させていただきましたものが記載ぶり冒頭市長がっという縛りになってますけど、非常時の措置ですので、ちょっと後ですけれども、
0:53:17	日常の活動として研修を行うのは先ほどの施設管理の一般でトータルでして参りますので、そこは各部長から手法であるべきだなと。
0:53:29	考えておりますところの情報記載ぶりのままでは所長が丸で
0:53:35	やってもありますので、ちょっと適正化させていただきまして、規定する場合はこの通りで考えております。
0:53:44	僕 21 というのは 8 のほうでちょっと次に、
0:53:50	別表に示したとおりとなっていていただいておりますので、
0:53:55	これらの維持管理をするということなんですけれども、そうした研究の発想から、

0:54:01	ここがSHAKEの中で、
0:54:05	いろいろ資機材の点検の対象の範囲ですので、都道府県で実施していくというような形で、
0:54:16	以上です。
0:54:17	はい、原子力規制庁名前出ず、修正のほうは廃止しましたので、今回はこの85条の規定も皆さんの方で審査会合を受けて、全体を審査基準に対して、
0:54:32	見ていった中で、自主的にもう気がついているところなので、これはこれで補正できちんとしていただければた上で、適切で説明していただければいいと思いますけれども、
0:54:48	こうやってみていくとですね、従来からの保安規定もそうですね、条番号の呼び込みとかリンクとかですね、そういうのが今回大きく全体にわたって変わっているので、もう一度よくですね全部にわたって、
0:55:04	きちんと見て記載内容に不整合がないとか呼び合ってる表がに記載があるかということがあるはずなのであることを再確認した上で、補正をするようにしてください。
0:55:26	ただいまの御指摘、承知いたしました。今後もう一度改めて定した上で、その項を反映して進出させていただきたいと思っております。
0:55:41	はい。
0:55:42	はい、ありがとうございました。
0:55:44	その他低調側から、
0:55:48	委員長。
0:55:51	はい。
0:55:52	先ほどちょっと許可の内容確認していただくということで後回しになっていたというふうには評価するところがあったでしょ。
0:56:06	原子燃料工業の岡田です。
0:56:09	先ほど許可の内容について整理いたしました。
0:56:14	評価の中で、その放射線管理数のモニタリング体制ですね、それについては、
0:56:22	この許可の本文の
0:56:28	100校、
0:56:31	10、
0:56:32	5ページや154ページから
0:56:37	。
0:56:39	ローマ数字3の加工施設における放射線の管理に関する事項ということで、
0:56:45	新規制基準
0:56:48	以降本文に格上げになりました内容で、その中でですね115ページの

0:56:57	横三重の周辺環境における公衆の被ばくファン率で一般区域における放射線監視として、
0:57:06	周辺監視区域外における線量告示に定める線量限度を超えない測定課長行うとともに非常用の学習を観測。
0:57:17	本加工施設からの線量ですねそういったものを
0:57:22	評価して、周辺監視区域外における線量を合理的に達成できる限り低減するための議会の方ちょっと
0:57:31	あと液体廃棄物の放出にあたっては保守管理を行うとともに、いろんなことを確認するために周辺監視区域外のベルト状の放射性物質のそれということを決めています。具体的な内容。
0:57:48	そしてはさらに店舗そろい六法の変更における加工施設の放射線管理に関する説明書の中の
0:57:58	ペネの6 - 31 ページですけれども、ケット周辺環境の管理ということで、
0:58:08	ここでの敷地内及び敷地境界停電における線量ず携行線量計等によりまた期中堂々と%水中の放射性物質をもちろんそこで当事業例定期的に測定した期間にわたる環境の監視を行う。
0:58:25	また風向風速、大気温度を長期に連続的に測定すると、これらを受けまして本規程にも管理の内容を具体的に定めているという。紐づけになっておりますので、
0:58:42	その体制につきましては、評価の中では添付書類の2ですね。
0:58:50	新美。
0:58:53	遠方に係る加工に関する技術的能力に関する説明書がありましてその中入って品質保証のことを高くしております。
0:59:03	で、
0:59:04	ページで言いますと2 - 6 ページの定量化工認設計及び工事並びに運転及び保守パーン場所に係る品質保証活動という機会がありましてその中で、
0:59:20	2 - 7 ページですけれども、運転及び保守を適確に遂行するための運転管理保守管理等におけ関係法令の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し実施して行い、必要に応じて改善を行うということで、
0:59:36	時主体性を計画しております。以上です。
0:59:42	はい。
0:59:46	はい、ありがとうございます。昨年の管理のところです。
0:59:51	今の説明聞いてまして、許可からって、
0:59:55	みずから定めたことは、現行のところの規定の中でしっかりは一つの情報ですけど。

1:00:03	複数の上部には、
1:00:06	で書かれてトータルでいえば、
1:00:10	はい。
1:00:10	それから、
1:00:12	環境放射線の実施体制っていうところは、
1:00:17	規定に規定済みであると、そういうふうに理解しました。
1:00:21	どうも御説明ありがとうございました。
1:00:34	はい、原子力規制庁ナガイ熱PARの今の説明、御説明強化のほうは、そうすると、結論として確認なんですけど、土壤の
1:00:46	道路設計だとか、環境のモニタリングは許可を踏まえて今回の保安規定で誰がどのような人を使って、どんな頻度でどのように分析するかというプロセスは、
1:01:02	今回の保安規定の中で、もしくは、これまでの直近のか、規定の改正の中で対応が皆さんNoda取れているということで、
1:01:13	よろしいですか。
1:01:20	検査の工業クロイシでございます。今おっしゃっていただいたようにですね、赤いをとれていることはないかなと考えます。
1:01:29	原子力規制庁の永井です。そうであればこの今日のメーター資料マイプラントをきちっと制度ときに参考でつけていただくことになるとは思いますけど、30、
1:01:46	資料のですね、30、
1:01:50	28ページの白金を説明者しましたけど、ページなどの常時の環境モニタリングの実施体制の中できちっと詳細にですね、今の評価を踏まえた
1:02:06	実施体制が構築されてるっていうことはわかるように記載の充実をした上で、この資料、また次回以降また改正箇所があるようですので、その際にあわせて反映するようにしてください。
1:02:23	はい。
1:02:25	原子燃料工業クロイシでございます。ただいまの御指摘承知いたしました。
1:02:41	手帳のタケダです。
1:02:43	それではその他規制庁側からでございますでしょうか。ありがとうございます。
1:02:50	じゃあ、原子力規制庁ナガイです。最後に一つ、これも
1:02:56	資料のつくり込みっていうとあれなんですけど、適法性という名御説明本日の審査基準の資料ですね、J2、番で、保安規定の関連条文ごとでさしていただいているんですけど、

1:03:13	いろいろ別表もですね、かなり読み込んで、その部分の改正も含まれておりますので、必ずですね、別表まあの変更ないものまで同格というのはあるんですが、いろんな関連でDC体制であるとか、
1:03:30	関連があるので変更しなければならなくても、こういう値とつけた上で変更の必要ないというような説明のですね、していただきたいと思うんですね、そういう意味で、この表でとったというよりも、
1:03:46	最終的に補正申請に向けて現状の
1:03:51	当初の申請書について、別添の新旧対照表ですね、ここは全然とか前例とか見ても、基本的に条文の条ずれとPARで部分ことも理由もありますけど。
1:04:06	現行の
1:04:08	全部の条文が出てきて別件も出てきた上で、よく再点検して、この情報は引き続き反映する事項がないならないっていうようなところもですね、説明をしていただくと、大学をこういう確認をしようとするときに、
1:04:26	皆さんの判断、どういうふうに、なぜ変更が必要ないのかっていうところとか、変更ないことをちゃんと皆さん確認してるんだっていうのはよくわかりますので、ちょっと今の申請書のほうもですね。
1:04:43	記載の充実を図るようにしてください。
1:04:51	原子燃料工業クロイシてございますただとしてありがとうございました。我々のほうですね、そういう対応が
1:04:59	必要ではないかなというふうに考えていたところでございますので、具体的に考えで補正させます。
1:05:10	提案でいいますとですね
1:05:14	前回店舗いただき意見と2つというのは、内容は、具体的な内容であるということは、サイトにすべきであって、ポンプでないと。
1:05:31	つけてもいいんですが上等だなあという点本文被害者べきだと決算方がわかりやすいですし、
1:05:40	FPっても、
1:05:43	付ける方向で今後サイトをもっと具体的に作業を進めて
1:05:48	検討を進めたいと思ったところでございます。
1:05:55	はい、原子力規制庁の永井です。そういう方向で検討していただければと思いますので、基本的に上位文書と下位文書、保安規定との差をする二次文書以降の基準規則類に。
1:06:11	何を書くかっていうことなんですけれども、ちょっと

1:06:16	審査基準とかですね法令要求のある事項については、まず保安規定で一言頭出しをしていただいて、その上で、具体的なそのプロセスっていうかね、詳細は日規定で規定するというような
1:06:33	2次以下で規定すべき事項は保安規定のほうに記載しているかという観点で見えていただければと思います。特に職務職責であるとか、使用する手順PDC Aを回す。
1:06:48	文章がどこに規定されているのかなっていうのは、保安規定でわかるようにしていただいて、あとは使用する測定できるとか、の設備がある場合にはそういうものを守管理を
1:07:03	適用とか漏れがないかっていうのを全般でですね、言っていただいた上で整理していただいて、詳細について二次文書で規定以下で規定するとなれば、それは理由が変更っていうところで、
1:07:18	ちょっと説明をしていただければ、確認が取れます審査基準との定期点検については確認が取れますので、それ形で検討するという。
1:07:33	してください。
1:07:40	日内工がプロ意識でございます。ただいまの御指摘承知いたしました。
1:07:49	期目
1:07:52	規制庁財政も
1:07:54	何点か確認なんですけどまず一つは、やはり業務から
1:08:02	そうですね、38条39説明を今回御説明された内容で修繕所終了していただくということですけども、その修正やて。現在の保安検査を記載する。
1:08:21	いただいて全然説明した内容です。
1:08:27	現状の設計とかっていうことをよく西側からも我々は思って質問をしているので、
1:08:37	そこのところは被用者でして、まず1点確認してください。
1:08:43	夏されてんですよ。
1:08:50	4点目心してございましょうしました検討それを
1:08:57	申請書の83の
1:09:03	の最後のところの情報なんや設備なんですけど。
1:09:09	この非常用電源設備が非常にナンバーツーっていうのは、
1:09:15	それで、ですから、合計 ■■■。
1:09:17	いいんだっけっていうのはどう見たらいいんですか。
1:09:28	はい。
1:09:31	ここ。
1:09:33	厳正な工業クロイシでございます。

1:09:37	別表 13 - 2 の一番最後の辺りに
1:09:42	それからさせております。
1:09:45	現在 22 ページで前月比及び電源設備と強制減圧No. ■■■でございまして、これが
1:09:56	今回の保全区域に関係するものとなっておりますので、もう ■■■ある責任は邪魔棒ですので、括弧説明ないものに給電すればもう ■■■あるというところがございます。これにつきましては今後懇意にこれからですので、それで。
1:10:13	具体的に申請させていただいてから
1:10:19	最終的にはまたその一般タイミングで一番最後の最後までおそらくはすべて
1:10:27	避けることが必要になるかと思っておりますので、
1:10:29	本当に検討したいと思っております。規制庁ですわかりましたら、別途、以前島の方角に入れるのか時住宅の 1 度以上の地域になってないので、ここに入れるしかないと思うんですけど、要するにどこかに入れないと、2009 年から
1:10:48	食べてしまうので、づらいのですね、きちんと購入を踏まえて、中身だけではないようにしてください。
1:11:00	はい。
1:11:02	名心得資料でございます承知いたしました。
1:11:11	店舗前後のところなんですけれども、
1:11:18	地盤の説明は理解したところなんですけども。
1:11:23	加工施設を
1:11:27	操作巻き込まないような、いわゆるを踏まえると、
1:11:35	安全に比較すればいいだけなんじゃないんじゃないのっていうところを、
1:11:41	感じていて、
1:11:43	確かに外から制御するようなものは当然、加工施設がないんですけれども、その放射線管理Acとかで状況を踏まえて、それから答えがそういう判断を
1:11:58	として、
1:12:00	行くというのが基本的に加工施設の者であった話も含めて、そういう対応になってくるんだと思ってます。
1:12:08	原電そういうような、その対応が非常に確率では重要な点、そういうことを踏まえても、
1:12:18	当然これにする必要はないんだっていうことですね、いま一度考えていただいて、
1:12:27	今のところに記載する回答していただいた上で、現状のままにするのかっていうところをもう一度考えたいと思います。こちらとしてはですね。
1:12:38	中身ですね。

1:12:45	原子燃料工業黒石でございます。承知いたしました。
1:12:56	規制庁タケダです。その他規制庁側からございますでしょうか。
1:13:04	よろしいでしょうか。
1:13:06	はい。
1:13:07	原理講香取のほうから何かございますでしょうか。
1:13:17	厳正な工業配ったり、クロイシでございます。先ほど小澤さんから保全について考えるという言葉いただきましたので、また前からお願いいただきつつ、
1:13:31	それはそれとして、ご覧補正のほうで
1:13:37	考えているところにつきましては、相当進めていくけれども、
1:13:44	どのようなタイミングで載せさせていただくのがいいのかという日にちという意味でのスケジュールというのはまた別途させていただきたい。
1:13:57	以上でございます。
1:14:00	原子力規制庁毎月スケジュールについては、むしろ皆さんが
1:14:08	ちょっとそれ以外の検討に時間を要して撮るそれぞれ準備できるかっていうのが決まったら、こちらのほうに連絡をしてください。それから今ちょっと説明の中で私気
1:14:21	または保全区域の考え方は、別途何かこちらから連絡するというような
1:14:29	ことをおっしゃってましたけど、みなさんの方でよく検討した結果を次回の補正の際でも結構ですけど、説明を終了してくださいということで、オザワの規定とかけどそういう認識でよろしいですか。
1:14:56	厳正に行うプロセスでございます承知いたしましたこちらで当然考えています。
1:15:02	ただまとめた上で補正をしてそれから規制庁ナガイです。それを終わって保安制度準備ができたなら検知の補正していただいて、この補正比率でいろんな反省点含めてですね。
1:15:18	条文全体をもう一度審査基準に照らして、審査方法。
1:15:24	するというにしたいと思います。
1:15:31	以上です。
1:15:41	タケダれそれではよろしいでしょうか。
1:15:46	ただ本当用意した議題としましては以上となりますので、これにてメーターを収容していただきます。
1:15:55	どうもそれ様でした。